

別表1 (第2関係)

事業の種類	補助対象経費	事業実施主体	補助率	補助上限額	目標年度	採択要件 (以下のすべてを満たすこと)	
						共通事項	個別事項
1 オール ふくしま の酒米生 産向上事 業	(1) 県オリジナル酒米の 高品質生産に必要な設備・ 機器等の整備に係る経費	酒米を生 産する組 織	導入機器価 格、リース物 件価格相当 の1/2以 内	1事業実施 主体あたり 3,500千円	事業実施 年度の 4年後	ア 事業実施年度の県 オリジナル酒米の作 付面積を前年度に比 して増加させること イ 目標年度の県オリ ジナル酒米の作付面 積を事業実施年度の 同等以上とすること	事業実施年度における県 オリジナル酒米の品質を 前年度より向上させ、目 標年度までその品質を維 持すること
	(2) 国内において酒米生 産組織が蔵元と連携して行 う県オリジナル酒米を使用 した日本酒の販売促進に必 要な経費 (広告・宣伝費、 試飲サンプル経費等)		定額				事業実施 年度の 2年後
2 オール ふくしま の酒づく り向上事 業	(1) 県オリジナル酒米を使 用した日本酒の品質の向上・ 安定化に向けた取組に必要な 経費 (関連機材 (醸造用精米 機、洗米機、浸漬タンク等) の 整備、日本酒の試作に係る原 料費等)	県内に所在 する蔵元 (酒造業 者)	導入機器価 格、リース物 件価格及び 日本酒の試 作に係る原 料費相当の 1/2以内	1事業実施 主体あたり 2,000千円	事業実施 年度の 4年後	ア 事業実施年度の県 オリジナル酒米の使 用量又は使用率を前 年度に比して増加さ せること イ 目標年度の県オリ ジナル酒米の使用量 又は使用率を事業実 施年度の同等以上と すること	県オリジナル酒米を使用 した日本酒の高品質化・ 品質の安定化に取り組む こと
	(2) 国内において蔵元が行 う県オリジナル酒米を使用し た日本酒の販売促進、生産者 との連携に必要な経費 (会場 借料、会場設営費、通信運搬 費、広告・宣伝費、消耗品費等)		定額				事業実施 年度の 2年後

別表2（第2関係）

事業実施主体及び補助対象等に係る留意事項

- 1 全ての経費において、構成員やその経営先等への発注は補助対象外とする。
- 2 別表1の1における事業実施主体は、次の（1）～（3）のすべてを満たす組織とする。
 - （1）代表者の定めがある。
 - （2）組織及び運営についての規約の定めがある。
 - （3）受益農家3戸以上の組織（法人含む）または主に農業に従事する者※が3名以上の法人である。
※ 農業（販売・加工等を含む）に年間150日以上従事し、当該法人与期間の定めのない雇用契約を取り交わしている者とする。
- 3 同一の組織（構成員が重複する場合を含む）が別表1の1および2の両方の事業について申請する場合、上限額は両事業合わせて3,500千円とする。
- 4 試飲サンプル経費は、実際に支払われる経費が対象であり、事業実施主体またはその構成員が生産した農林水産物、加工品等は補助対象外とする。
- 5 別表1の1に係る取組について、複数の事業実施主体から同時に事業実施計画の承認申請があった場合には、「新規の事業実施主体」、「県オリジナル酒米の作付面積の前年度からの増加分が大きい方」、「事業実施年度の県オリジナル酒米の作付面積が大きい方」、「事業実施年度の県オリジナル酒米の作付割合（酒米作付面積を分母とし、県オリジナル酒米の作付面積を分子とした割合）が大きい方」の順に、優先的に採択する。
- 6 別表1の2に係る取組について、複数の事業実施主体から同時に事業実施計画の承認申請があった場合には、「県オリジナル酒米の使用量と使用率の両方を増加させる」、「県オリジナル酒米の使用量のみ増加する」、「県オリジナル酒米の使用率のみ増加する」事業計画の順に、優先的に採択する。
また、同一の優先順位内では、「新規の事業実施主体」、「使用量の増加量が大きい方」、「使用率の増加が大きい方」の順に、優先的に採択する。

別表3（第2関係）

機器等の導入に係る留意事項

- 1 導入する機器類等は、動産総合保険等の保険（盗難保障及び天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとする。
- 2 別表1の1（1）における導入予定機械等は、目標年次において「福島県特定高性能機械導入計画」に定める利用下限面積以上であること
また、「福島県特定高性能機械導入計画」に記載がない農業機械の場合、目標年次において概ね20ha以上（中山間地域等※の場合は10ha以上）であること
※ 「中山間地域等」とは、次のいずれかに該当する地域
 - ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条、第3条、第41～43条の規定に該当する市町村
 - ・山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域
 - ・特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域
- 3 リース導入助成の額の計算方法は、次の算式①による。ただし、当該リース物件のリース期間をその法定耐用年数未満とする場合にあっては次の算式②、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては次の算式③による。
また、当該リース物件のリース期間をその法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、算式②又は算式③により算出した額のいずれか小さい方とする。
算式①：助成の額＝リース物件価格（税抜き）×1／2以内
算式②：助成の額＝リース物件価格（税抜き）×（リース期間／法定耐用年数）×1／2以内
算式③：助成の額＝（リース物件価格（税抜き）－残存価格（税抜き））×1／2以内
この場合において、リース期間は、関連機材利用者がリース物件を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数とし、当該リース日数を365日で除した数値の小数点以下第3位の数字を四捨五入して小数点以下第2位で表した数値とし、申請額は、算出された金額の千円未満を切り捨てて千円単位とする。